## 試験結果の分類方法

## 判定基準

試験結果の分類は、きずエコー高さの領域ときずの指示長さに応じて、下表に従って行う。 2方向から探傷した場合で、同一のきずの分類が異なるときは、下位の分類を採用する。

## きずエコー高さの領域ときずの指示長さによるきずの分類

日本工業規格 JIS Z 3060(2002)

					口产工术が旧 010 2 0000(2002)		
領域		M検出レベルの場合はⅢ L検出レベルの場合はⅡとⅢ			IV		
板厚 分類		18mm以下	18mmを超え 60mm以下	60mmを超え るもの	18mm以下	18mmを超え 60mm以下	60mmを超え るもの
1	類	6mm以下	t/3mm以下	20mm以下	4mm以下	t/4mm以下	15mm以下
2	類	9mm以下	t/2mm以下	30mm以下	6mm以下	t/3mm以下	20mm以下
3	類	18mm以下	t mm以下	60mm以下	9mm以下	t/2mm以下	30mm以下
4	類	3類を超えるもの					

備考: tは開先を取った側の母材の厚さ(mm)。ただし、突合せ溶接で突き合せる母材の板厚が異なる場合は、薄い方の板厚とする。

この表の適用に当たり、同一とみなされる深さ及び溶接線に直角方向の位置において、きずときずとの間隔が大きいほうのきずの指示長さと同じか又は、それより短い場合は同一きず群とみなし、それらの間隔を含めて連続したきずとして取り扱う。

きずときずとの間隔が、両者のきずの指示長さのうち、大きい方のきずの指示長さより長い場合はそれぞれ独立したきずとみなす。